

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私はA社を退職時に、労務担当の社会保険に詳しい人から、年金受給額は保険料納付期間に比例するから国民年金に加入し、継続して納付するよう強く説明を受けた。このため、退職の翌月から国民年金に加入し、郵便局か銀行から払い込み納付をしていた。領収書は無いが、たまたま昭和56年分の確定申告書控えが残っており、国民年金保険料を5万1,810円で申告しているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和56年分の確定申告書の控えには、社会保険料控除欄に国民年金保険料として5万1,810円と記載されており、この金額は同年の一人分の国民年金保険料額と一致する。

また、申立人の主張する納付方法（銀行又は郵便局で納付）は、当時のB市の保険料納付方法と一致している。

さらに、申立期間のうち上記確定申告書に係る期間の前となる昭和55年4月から同年12月までについては、A社を退職時に、労務担当の社会保険に詳しい人から説明を受けて国民年金に加入し、保険料の納付を開始したとする申立人の主張に不自然さは無く、申立人の妻もこの期間の保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付が困難であったとも考え難い。

一方、申立期間のうち昭和57年1月以降については、申立人の妻も未納であるほか、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる資料及び事情は無い。

加えて、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の妻は、昭和57年4月から62年3月までは全額申請免除となっており、申立人の長女につい

ても20歳に到達した57年7月から62年3月まで全額申請免除となっている。

その上、申立人は当時、申立人の妻及び長女とは別々に保険料を納付していたと主張するものの、世帯単位の所得等が勘案される全額申請免除を申立人の妻及び長女共に申請していることから、申立人が申立期間のうち昭和57年4月以降の保険料を納付していたとは推認し難い。

このほか、申立人の申立期間の国民年金被保険者資格の種別は任意加入であったため、申立人は申立人の妻及び長女と同様に全額申請免除を受けることは制度上できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年10月まで

昭和52年3月にA町で国民年金に任意加入し、保険料は欠かさず納付してきた。同町に住んでいた時は郵便局で保険料を納付していたと思う。53年10月に転居をしたが、転居先でも続けて保険料を納付したので、申立期間について国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町で昭和52年3月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無く、国民年金保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、申立人は、国民年金加入期間において転居を複数回行っているが、いずれも国民年金に係る手続を適切に行っていることから、国民年金制度についての関心も高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間は7か月と短期間である上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、任意加入であった申立人が申立期間の保険料のみ未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を継続して納付していた。この間、任意加入の中止を申し出た記憶は無く、申立期間の国民年金保険料については国民年金協力員に納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無いが、第3号被保険者資格に変わるまで1年間だけを未納とすることは考え難く、昭和60年4月27日に資格喪失の申出というA町の記録が誤りであると思われる。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和51年10月以降、8年余りにわたる国民年金任意加入期間において、申立期間を除き未納は無く、3年余りの付加保険料を納付している上、申立人は二度にわたる申立人の夫の転勤に伴う住所変更手続も適正に行っているなど、申立人の国民年金に対する関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間においてA町の国民年金協力員に保険料を納付したとしており、A町は、「当時、A町では、国民年金協力員により地区ごとに保険料を徴収していた。」としていることから申立人の主張と一致する。

さらに、A町が管理する申立人の国民年金被保険者名簿には付加保険料の納付記録が脱落しているなど複数の誤りがあり、申立人の国民年金被保険者名簿が適正に管理されていなかったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの期間、55 年 1 月から 56 年 12 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 62 年 9 月まで
④ 平成元年 9 月
⑤ 平成 2 年 7 月から同年 9 月まで
⑥ 平成 4 年 6 月から 6 年 5 月まで

10 年ぐらい前に社会保険事務所で確認したところ、保険料未納期間があると言われた。国民年金保険料の納付は妻に任せていたが、妻は、妻と私の保険料を一緒に納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 6 月に資格取得日を 39 年 4 月 1 日として払い出されており、申立期間はいずれも被保険者資格を有する期間で、国民年金保険料を納付することは可能な期間である。

また、申立人は、申立期間に係る 16 年分の確定申告書の写し（以下「確定申告書」という。）を所持しており、申立期間のうち昭和 53 年、55 年、56 年、58 年及び 60 年については、確定申告書に記載された保険料額とこれら期間の保険料額とが一致し、申立人が申立期間のうちこれら期間に係る保険料を納付したと考えても不自然ではない。

しかし、申立期間のうち平成元年 9 月については、申立人はこの期間の確定

申告書を所持していない上、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、これら期間の保険料を現年度納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、過年度納付したことが複数月記録されており、申立人の妻の主張と相違する。

さらに、申立期間のうち昭和39年度、52年、54年、57年及び59年については、申立人は、これら期間の確定申告書を所持しているものの、39年及び40年の確定申告書には国民年金保険料の記載は無く、残る4年分の確定申告書に記載された保険料額はこれら期間の保険料額とは一致しない。

加えて、申立期間のうち昭和61年、62年4月から同年9月までの期間、平成2年7月から同年9月までの期間及び4年6月から6年5月までの期間については、申立人はこれら期間に係る確定申告書の作成を税理士に依頼したとしているが、その税理士から確定申告書の記載が適正なものであるとの明確な証言が得られない上、申立人の所持する確定申告書に記載された保険料額とその期間の保険料額が一致しない期間があること、確定申告書に国民年金保険料の記載が無く検証できない期間があること等から、申立人の妻がこれら期間の申立人の保険料を納付したと推認することはできない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年12月までの期間、55年1月から56年12月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年12月まで
② 昭和40年4月から42年2月まで
③ 昭和55年2月から56年3月まで
④ 昭和57年2月
⑤ 昭和58年4月から62年4月まで
⑥ 昭和62年11月から63年10月まで
⑦ 平成3年2月から6年12月まで
⑧ 平成8年9月から14年2月まで

申立期間①及び②については、義母が家族の国民年金保険料をA市の集金人に納付しているのを見ている。

申立期間③から⑥までの保険料については、娘の病気のこともあり、私がB市役所で国民健康保険料とともに納付したと思っていたが、平成2年にC市D区への転居の際に、未納分があると言われ、約16万円か26万円をB市役所の窓口で納付した。

申立期間⑦については、平成3年に会社退職後、娘の国民年金法定免除申請と同じころに半額免除申請申請を行ったはずで、保険料は女性の集金人に支払っていた。半額免除申請については、D区役所の男性職員に相談したら「いいですよ、やっておきますよ。」と言われた。

申立期間⑧は、会社退職後、全額免除申請申請をした。

それにもかかわらず、申立期間①から⑦までの保険料が未納となっていること、及び申立期間⑦及び⑧の保険料が申請免除になっていないことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和42年3月であり、申立人はこのころに国民年金

加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準にすると、申立期間②については、現年度納付及び過年度納付が可能である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の義母は申立期間②の直前に当たる昭和40年1月から同年3月までの申立人の国民年金保険料を過年度納付している。

さらに、申立人は、申立期間②はその義母が家族の保険料を納付したとしており、義母及び申立人の元夫は申立期間②の保険料は納付済みであることから、申立人のみ未納であるのは不自然である。

- 2 申立期間①については、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の義母は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期（昭和42年3月）を基準にすると、申立期間①の保険料は時効により納付することができず、このことは、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の「届出前消滅」の記載とも符合する。

- 3 申立期間③から⑦までについては、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得により昭和53年11月6日に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後の国民年金被保険者資格の再取得は平成8年9月11日である。このことから、申立期間③から⑦までの各期間において、申立人は国民年金未加入となり、保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、平成2年に申立期間③から⑥までの未納分として約16万円か26万円をB市役所窓口で納付したと主張しているが、2年は特例納付実施期間ではない上、当時、同市役所では過年度保険料は取り扱っていなかったとしている。

さらに、申立人は申立期間⑦の保険料をC市D区役所の女性集金人（国民年金推進員）に納付していたと主張しているが、同市の国民年金推進員制度は昭和53年度末に廃止されていること等、申立人の主張は当時の状況と一致しないほか、免除手続について、同市では、「保険料免除制度は、書面による申請が必要であり、口頭で申請を受理することは考えられない。」としている。

- 4 申立期間⑧については、申立人が申立期間において全額申請免除を受けるためには、年度ごとに免除申請手続を行う必要があるが、申立人は、手続は1回書類を書き、窓口の職員に渡した覚えがあるとしているのみで、複数回の申請を行ったか否かについての記憶は曖昧である。

また、C市の記録によれば、申立人は、申立期間⑧に係る第1号被保険者資格取得の手続を、平成16年4月に行っていると考えられ、申立期間⑧の始期から免除申請手続を行った形跡はうかがわれない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで
③ 昭和53年4月から同年12月まで

A市で建具屋を営んでいた関係で、銀行から訪問がよくあった。仕事が忙しかったこともあり、国民年金保険料の納付が始まった当初から、B信用金庫の営業の職員に、2、3か月ごとに夫婦二人分の保険料を渡して納付してもらっていた。加入してから保険料はすべて納付しているはずだと思うので、納付を証明するものは無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②は計36か月と長期に及ぶが、申立人は、この間の国民年金保険料の納付については、金融機関の職員に依頼していたとするのみで、具体的な保険料の納付方法及び保険料額についての記憶は無い。

また、申立人の妻も、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納である。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

2 申立人夫婦が居住しているA市の記録により、申立人夫婦は、少なくとも昭和52年度から、国民年金保険料を口座振替により納付していたことが確認できる。

また、社会保険庁が保管している申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できる限り、申立人夫婦は、申立期間③の直前の昭和52年度の国民年金保険料を前納しているほか、申立期間③の直後の昭和54

年1月以降59年3月までの保険料をすべて現年度納付している。

さらに、申立人は、申立期間③の当時は、家業である建具屋を営んでいた時期であるとしており、申立期間③の前後において生活状況に変化があったとは考えられないことから、申立期間③の前後の国民年金保険料を口座振替により前納あるいは現年度納付したにもかかわらず、申立期間③の9か月の保険料のみ未納としたとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの期間、平成3年9月、4年2月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで
③ 昭和53年4月から同年12月まで
④ 平成3年9月
⑤ 平成4年2月
⑥ 平成4年4月

A市で建具屋を営んでいた関係で、銀行から訪問がよくあった。仕事が忙しかったこともあり、国民年金保険料の納付が始まった当初から、B信用金庫の営業の職員に、2、3か月ごとに夫婦二人分の保険料を渡して納付してもらっていた。申立期間④から⑥までの当時は建具屋を辞めていたが、B信用金庫及びC銀行からの訪問はあった。おそらくC銀行であったと思うが、毎月保険料を渡して納付してもらっていた。加入してから保険料はすべて納付しているはずだと思うので、納付を証明するものは無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②は計36か月と長期に及ぶが、申立人は、この間の国民年金保険料の納付については、金融機関の職員に依頼していたとするのみで、具体的な保険料の納付方法及び保険料額についての記憶は無い。

また、申立人の夫も、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納である。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

2 申立人夫婦が居住しているA市の記録により、申立人夫婦は、少なくとも

昭和 52 年度から、国民年金保険料を口座振替により納付していたことが確認できる。

また、社会保険庁が保管している申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立人夫婦は、申立期間③の直前の昭和 52 年度の国民年金保険料を前納しているほか、申立期間③の直後の昭和 54 年 1 月以降 59 年 3 月までの保険料をすべて現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間③の当時は、家業である建具屋を営んでいた時期であるとしており、申立期間③の前後において生活状況に変化があったとは考えられないことから、申立期間③の前後の国民年金保険料を口座振替により前納あるいは現年度納付したにもかかわらず、申立期間③の 9 か月の保険料のみ未納としたとは考え難い。

- 3 A市の「国民年金保険料納付状況一覧表」によると、申立人は、申立期間④、⑤及び⑥の当時、口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、A市では、国民年金保険料が口座振替できなかった場合は納付書を送付していたものと思われるとしている。平成 3 年度及び 4 年度の「国民年金保険料納付状況一覧表」の記録では、申立人は、平成 3 年 10 月、4 年 1 月及び同年 5 月の保険料を、口座振替以外の方法（自主納付）で納付したことが記録されており、これは、同市が発行した納付書により納付したものと推認される。

さらに、社会保険庁のオンラインシステム記録では、平成 4 年 7 月及び 5 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが確認できる。

以上のことから、申立期間④、⑤及び⑥の国民年金保険料について、口座振替ができなかったとしても、A市から現年度納付書あるいは社会保険事務所から過年度納付書が送付されていたものと考えられ、納付書が送付されたにもかかわらず、申立人が、これを納付しなかったとは考え難い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの期間、平成 3 年 9 月、4 年 2 月及び同年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から同年6月まで

厚生年金保険の加入期間により年金受給権はあったが、国民年金に加入すれば年金受給時に年金額が増えると聞き、任意で加入した。申立期間の前後の期間の保険料はきちんと納付されているのに、申立期間が未加入となっているのは、大変不自然に感じている。国民年金を脱退した「記憶」も「意思」も無く、家族の者にも確認したところ、脱退手続をした者はいない。区役所から納付書が届いたら期限内に納付していたので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は共に、厚生年金保険の加入期間により年金受給権はあったが、国民年金に任意加入したもので、申立期間を除き、すべての加入期間（強制加入期間を含む。）の保険料を納付している上、申立人は、申立期間を除き付加保険料も納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、A市の記録によると、昭和59年度及び60年度の国民年金保険料の納付日は、申立人夫婦が同一日で、申立人の説明のとおり、すべて納期限内に納付されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁等の記録では、申立人は昭和60年4月1日に任意加入の資格を喪失し、同年7月6日に再加入した記録となっている。

しかし、申立人は昭和58年10月から任意加入して保険料も納付しており、申立期間の3か月のみ資格喪失する必要性は認められず不自然である上、申立人及びその家族は、当該手続を行った記憶は無いとしている。

加えて、A市が保管する申立人の被保険者名簿では、昭和60年6月11日に

任意加入の資格喪失の申出が行われて同年4月1日にさかのぼって資格喪失し、同年7月6日に再び任意加入したと記録されているが、申立人には、資格喪失の申出日からさかのぼって資格喪失させる事由は見当たらず、行政における事務処理が不適切である上、1か月にも満たない期間中に資格喪失と再取得の処理を行わなければならない必要性は認められず不自然である。

そのほか、A市では、申立期間当時、3か月ごとの納付書をその中間の月に送付していたとしている。このため、行政の記録上、任意加入の資格喪失の申出が行われたとされている昭和60年6月以前の同年5月には、申立期間の納付書が送付されていたものと考えられ、申立人の国民年金保険料の納付実績を考慮すれば、当該納付書により保険料を納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年6月まで

厚生年金保険の加入期間により年金受給権はあったが、国民年金に加入すれば年金受給時に年金額が増えると聞き、任意で加入した。申立期間の前後の期間の保険料はきちんと納付されているのに、申立期間が未加入となっているのは、大変不自然に感じている。国民年金を脱退した「記憶」も「意思」も無く、家族の者にも確認したところ、脱退手続きをした者はいない。区役所から納付書が届いたら期限内に納付していたので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は共に、厚生年金保険の加入期間により年金受給権はあったが、国民年金に任意加入したもので、申立期間を除き、すべての加入期間（強制加入期間を含む。）の保険料を納付している上、申立人は、申立期間の直後から付加保険料も納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、A市の記録によると、昭和59年度及び60年度の国民年金保険料の納付日は、申立人夫婦が同一日で、申立人の説明のとおり、すべて納期限内に納付されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁等の記録では、申立人は昭和60年4月1日に任意加入の資格を喪失し、同年7月6日に再加入した記録となっている。

しかし、申立人は昭和58年4月から任意加入して保険料も納付しており、申立期間の3か月のみ資格喪失する必要性は認められず不自然である上、申立人及びその家族は、当該手続きを行った記憶は無いとしている。

加えて、申立人の妻も任意加入期間中、申立期間が資格喪失したとの記録になっている。A市が保管する申立人の妻の被保険者名簿では、昭和60年6月

11日に任意加入の資格喪失の申出が行われて同年4月1日にさかのぼって資格喪失し、同年7月6日に再び任意加入した記録となっており、申立人についても同様の事務手続が行われたものと考えられるが、申立人夫婦には、資格喪失の申出日からさかのぼって資格喪失させる事由は見当たらず、行政における事務処理が不適切である上、1か月にも満たない期間中に資格喪失と再取得の手続を行わなければならない必要性は認められず不自然である。

そのほか、A市では、申立期間当時、3か月ごとの納付書はその中間の月に送付していたとしている。このため、行政の記録上、申立人の妻の任意加入の資格喪失の申出が行われたとされている昭和60年6月以前の同年5月には、申立期間の納付書が送付されていたものと考えられ、申立人夫婦の国民年金保険料の納付実績を考慮すれば、当該納付書により保険料を納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年9月から40年3月まで

昭和39年6月に婚姻し、A町からB市に転居するまでは、A町で36年4月から、毎月、自宅に集金に来ていた同町役場の男性職員に国民年金保険料を納付していた。

また、昭和37年4月から39年3月までは免除期間とされているが免除申請したことは無く、この期間も保険料を納付していた。亡弟とその妻が、私が保険料を納付しているところを見ていたので、未納とされていることは納得できない。

さらに、昭和50年ごろに36年4月から37年3月までの期間及び39年9月から40年3月までの期間の1年7か月分の納付書が送られてきた。A町で納付済みのはずと思ったが、問い合わせたところ納付しないと年金額が少なくなると言われ、納付日や納付場所は覚えていないが納付書で納付した。領収書があるので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろに送付されてきた納付書により、昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年9月から40年3月までの期間の保険料を納付したとしており、その当時は、第2回特例納付の実施期間に該当する。

また、申立人が所持する納付書・領収証書は、記載されている保険料額が上記期間の第2回特例納付による保険料額と一致するなど、その様式及び記載状

況から第2回特例納付の当時に役所において作成されたものと認められ、上記期間の保険料を昭和50年ごろに納付したとする申立人の説明には、全体として不自然な点は見受けられない。

一方、申立人は、昭和36年4月から国民年金保険料を納付しており、免除を申請した記憶も無いとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年8月にその弟と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は37年8月ごろに行われたものと推認され、36年4月から保険料を納付していたとする主張と矛盾するほか、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町が保管する申立人の被保険者名簿では、共に昭和37年度及び38年度の保険料は免除と記載されており、その記載内容に不自然な点は見受けられないほか、申立人の弟も同町に居住していた昭和37年7月の保険料から申請免除となっている。

加えて、申立人は、申立期間①の当時、国民年金保険料を集金人に納付する現場を申立人の弟の妻が見ていたとしているが、申立人の弟の妻は、昭和39年8月にA町に転入するまではB市に居住していたとしており、申立人は、39年6月にA町からB市へ転居していることから、申立人の弟の妻がA町で申立人が保険料を納付する現場を見ることができたとは考え難い。

その上、申立人の夫が所持する領収書から、申立人の夫は、申立期間②を含む昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料を41年1月に過年度納付したことが確認できる。これは、申立人の夫が、同年1月（申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期）ごろに国民年金の加入手続を行って、加入以前の未納保険料を納付したものと推認され、申立期間②の当時、申立人夫婦二人分の保険料を申立人が納付していたとする主張と矛盾するほか、申立人が申立期間②の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立人が所持する納付書・領収証書以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年3月まで

私は20歳になった当初は国民年金へは加入していなかったが、婚姻して少し経った昭和45年3月ごろ、母親に「高齢になった時、自分だけ年金を受給できなければ寂しいよ。」と諭され、未納となっている保険料を納付するため1万円を渡された。私は、そのお金と国民年金手帳を持ってA町役場に出向き、顔見知りだった職員だと思うが、その職員に未納となっている保険料はすべて納付すると伝えて、保険料を納付した。このため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人の国民年金加入期間には申立期間を除いて未納は無く、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、手帳発行日が昭和45年3月18日となっており、昭和44年度分の国民年金保険料検認記録欄には、45年3月31日付けの検認印が押されていることから、申立人は同年3月にA町役場で保険料の納付を行ったと推認される。

また、昭和45年当時、A町役場において国民年金業務を担当していた職員に確認したところ、同町役場では過年度保険料の収納は行っていなかったものの、被保険者が過年度保険料を役場に持参した場合は、行政サービスとして職員が預かって郵便局で納付することもあったと回答している。そこで、申立人が同町役場で保険料を納付した同年3月の時点では、申立期間の保険料は過年度納付となるものの、納付が可能な期間であることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと推認しても、特段、不合理とは言えない。

さらに、申立人に国民年金へ加入するよう勧め、保険料を納付するための金銭を渡したとするその母親は、昭和36年4月から満60歳となるまでの間、保

険料はすべて納付済みであることから、申立人の母親の国民年金制度への関心は高かったと考えられる上、申立人が納付したとする期間（43年9月から45年3月まで）の国民年金保険料の合計は4,550円であり、申立人がその母親からもらったとする1万円の範囲内である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和61年1月11日から62年5月31日までA社に勤務していた。月末（5月31日）まで勤務し、退職月の厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、厚生年金保険の資格喪失日を5月31日から6月1日に訂正し、5月分についても、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの給与振込を示す預金通帳の履歴及び同僚の証言により、申立人は、同社に昭和62年5月31日まで継続して勤務し、同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、預金通帳の履歴及び昭和62年4月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和62年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年11月から24年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を23年11月1日に訂正し、23年11月から24年1月までの標準報酬月額を2,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年10月12日から24年2月1日まで

昭和23年10月12日にA社B支店に臨時採用で入社した。勤務形態は正社員で勤務時間は午前9時から午後5時までだった。厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは記憶に無い。健康保険証についても、医療機関に罹った記憶はない。入社日からの当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社を承継したC社から提出を受けた退職証明書等によれば、申立人が昭和23年10月12日からA社B支店に継続して勤務し、このうち同年10月12日から同年10月31日までは人夫として勤務し、同年11月1日からは正社員として勤務していることが確認できる。

また、C社によれば、「当時の手続記録は残っていないが、人夫期間は厚生年金保険に加入させておらず、正社員採用時に厚生年金保険に加入し、被保険者資格を取得させていたと思われる。」と回答しているところ、同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、A社では正社員採用時に厚生年金保険に加入させていたことが認められることから、正社員として採用された昭和23年11月1日から厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認される。

一方、申立期間のうち、昭和23年10月12日から同月31日までの期間につ

いては、人夫として勤務していたことが確認できることから、当該期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考えられない。

また、昭和23年11月から24年1月までの標準報酬月額については、同年2月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、2,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から同年6月1日まで
② 平成4年6月30日から同年9月1日まで

平成4年3月初め、A社が新たに開設したB支店に支店長として入社したが、40万円という約束だった月給は15万円から20万円程度しか支払われず、途中からは従業員の給料を含めて、本社から一切経費が支給されなくなったため、同年8月末に支店を閉鎖して退職した。

今回、厚生年金保険の記録を調べたところ、加入期間は平成4年6月1日から同月30日までのわずか1か月となっているが、申立期間についても勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録によれば、申立人は、平成4年5月20日から同年7月31日までA社での勤務が認められ、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人には平成4年6月1日から同月30日までの被保険者記録が認められることから、同年6月の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、申立人らA社B支店従業員9人が同社を相手取り提起した未払給料請求事件の判決によれば、同社に対し、申立人の同年6月分及び7月分の未払給与（同額2か月分）を支払うよう命じていることから、6月分給与と同様に7月分給与からも厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

しかし、申立期間②のうち平成4年8月1日から同年9月1日までの期間については、雇用保険の記録が同年7月31日までとなっており、前記判決によれば、同年8月分給与については支払命令が行われていないことから、厚生年金保険料が控除されていたと考えることはできない。

平成4年7月の標準報酬月額については、同年6月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年7月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪しており、当時の事業主とも連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人が平成4年3月ごろからA社B支店に勤務していたことは同僚の証言等から推認できるものの、申立人が「健康保険証をA社に要求し続けたところ、ようやく社会保険に加入させてもらった。」と述べていること、申立人ら3人を除くB支店従業員6人は厚生年金保険に加入していないこと、及び同社の事業主や専務自身も同年4月30日までは厚生年金保険に加入していなかったこと等から、同社の事業主は、B支店従業員を厚生年金保険に加入させることを予定しておらず、申立人の要求に応じて同年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得させるまでは、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和39年5月1日及び同年8月16日に訂正し、標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年8月16日まで

私は、昭和39年5月から同年8月までA社B支店に勤務していた。親会社の健康保険組合に加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店の健康保険組合被保険者台帳の記録によれば、昭和39年5月1日に資格取得、同年8月16日に資格喪失していることが確認できることから、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店は、「健康保険と厚生年金保険の加入手続は同時に行われていたので、健康保険に加入しているのならば、厚生年金保険にも加入していたはずで、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答しているところ、昭和39年から40年ごろに同社で健康保険の資格を取得した同僚11人は、いずれも健康保険の資格取得と同時に厚生年金保険の資格を取得していることから、申立人についても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

申立期間の標準報酬月額については、健康保険組合被保険者台帳の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支店は資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格

の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和 39 年 5 月から同年 7 月までの申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月21日から同年6月25日まで
② 平成3年1月31日から同年2月1日まで

私は、B社に入社する際、給与については月額50万円という契約であったが、同社の事務担当者が社会保険事務所に誤った届出を行ったため、社会保険庁の記録では標準報酬月額が11万8,000円とされている。

したがって、申立期間①の標準報酬月額について、契約の50万円に相当する47万円に訂正してほしい。

また、A社の厚生年金保険の資格喪失日は平成3年2月1日となるべきところが、同年1月31日とされているため、被保険者期間に1か月の空白がある。同社の退職証明書に雇用期間として「1月31日」と記載されていることが確認できるので、申立期間②の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及びA社提出の退職証明書及び同社の証言から判断して、申立人が同社に平成3年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成2年12月の社会保険事務所記録から38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて

ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を平成3年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年1月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立て、申立期間当時の給与明細書を写したとするメモを提出しているが、そのメモには申立人が主張する標準報酬月額に対応する厚生年金保険料が控除されていた旨の記載は無い。

また、申立人がB社に入社する際に契約したと主張する給料50万円に対応する標準報酬月額47万円の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

さらに、B社は既に解散し、申立期間当時の事業主は死亡している上、申立期間当時に厚生年金保険の事務を行っていたとみられる者は同社における厚生年金保険の記録が確認できないことから、証言を得ることもできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年7月までの期間、49年9月、同年10月、52年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年7月まで
② 昭和49年9月及び同年10月
③ 昭和52年6月及び同年7月

昭和55年6月に就職して給料がもらえるようになったので、A町役場で未納分の国民年金保険料を特例納付した。結婚前にきれいに整理しておこうと思い納付したので、それまでの未納は無くなっていたはずである。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によると、申立期間はいずれも平成12年7月に行われた申立人に係る資格記録の補正により新たに追加された期間である。

このことから、申立人は、申立期間については厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていなかったものと推認され、申立人が特例納付を行った昭和55年6月当時においては、申立期間は未加入とされていたことなることから、申立人は、申立期間を含めて特例納付を行うことはできなかった。

また、申立人が記憶する納付金額は、申立期間を含めて特例納付を行った場合の保険料額と一致しない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年8月まで

申立期間の私の保険料は、私の母親が母親の分と一緒に集金の人に納付してくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の主張は、自身の国民年金被保険者資格取得日に基づき、昭和40年4月ごろに国民年金被保険者資格取得手続が行われ、これ以降、申立人の母親が保険料を集金人に納付していたとするものであるが、社会保険庁が保管する年金記録上、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は申立人の弟夫婦と共に46年4月に行われたものとみられ、この時点では、申立期間の保険料すべてを納付するには、当時実施されていた第1回特例納付及び過年度納付を併用してさかのぼって納付するしか方法は無かった上、特例納付保険料及び過年度保険料は現年度保険料のみ扱っていた集金人には納付することはできず、申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人自身も、申立人の母親から申立期間の保険料について特例納付をしたという話は聞いたことが無いとしており、申立人の母親が申立期間の保険料について特例納付したことをうかがわせる事情も確認できない。

加えて、申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われたとみられる昭和46年4月には、申立人は共済組合に加入しており、以降、共済組合の資格を

喪失するまで国民年金保険料を納付する必要は無かったほか、申立人の同年4月以降の保険料が納付及び還付された記録も無いことから、同年同月においては手続のみが行われ、これに伴う保険料の納付は行われなかったとみても不自然ではない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から62年2月まで

平成19年3月に、社会保険事務所から、国民年金保険料の納付について、全額免除期間と未納期間があるとの回答をもらった。申請免除されているのなら、その資料を提示してほしい。

いつの分を納付したかは聞いていないが、元妻が保険料を納めたことがあると言っていたので、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻から申立期間の国民年金保険料を納めたことがあると聞いたとしているが、その納付期間については不明としている。

また、聴取の過程において、申立人自身も保険料を納付した記憶があるとしているが、その納付期間及び納付金額についての記憶は無いとしており、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間のうち昭和52年9月から61年3月までの期間について、申立人は免除申請の記憶は無いとしているが、社会保険庁の記録のほか、申立人が申立期間当時に居住したA市の納付データも、この期間は申請免除となっていること、及び申立人の元妻も国民年金加入手続（国民年金手帳記号番号払出しは57年4月）をした昭和57年度は申請免除期間であったことから、社会保険庁の記録に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間のうち昭和61年4月から62年2月までの期間については、申立人の元妻と離婚した後であることから、申立人自身が納付したことになるが、前述のとおり、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかが

わせる事情は見当たらず、申立人及び申立人の元妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

成人式の時に、A市の職員から国民年金の制度が始まり、強制加入なので全員加入するように言われて、私が同市B区役所で加入手続をした。初めてのころは3か月に1回300円を同区役所で、納付書により納付したことを覚えている。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年1月7日に払い出されており、申立人は、このころに国民年金加入手続を行ったものとみられる上、その資格取得日は39年9月1日となっており、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致する。これらのことから、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入となり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料をA市B区役所の窓口で納付書により納付したとしているが、同市では、申立期間の保険料の収納方法は印紙検認方式であり、納付書によって保険料を受領する取扱いはしていなかったとしており、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年1月まで

昭和61年か62年ごろ、以前未納であった国民年金保険料を納付するため、A社会保険事務所へ行った。その事務所の職員が「未納の分が納付できます。一括でも分割でもいいですよ。」と言われ、私は納付書によらず手元にあった現金（約10万円）で一括納付した。納付後の領収書等は全く覚えていないが、確かに納付したので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年か62年ごろに、申立期間である昭和58年2月から60年1月までの国民年金保険料を納付したとしている。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和58年2月に任意加入の資格を喪失し、60年2月に任意加入として資格を再取得したと記録されている。

また、B市C区が保管する申立人の被保険者名簿では、昭和58年2月25日に任意加入の資格喪失の申出があり、60年2月13日に再加入の申出があったことが記載されている上、申立人が所持する国民年金手帳（46年4月1日発行のもの）でも、社会保険庁の記録と同様に資格の喪失及び取得の記録が記載されている。

以上のことから、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間当時は、申立人は任意加入対象者であり、制度上、任意加入対象期間については、申立人が保険料を納付したとする時点（昭和61年か62年ごろ）から、さかのぼって資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料は合計約14万円であり、申立人が納付

したと記憶する額（約 10 万円）と相当程度相違する。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成元年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成元年1月まで

私は、国民年金の加入当初から付加保険料の納付を申し出て納付していた。また、平成8年ごろ、社会保険事務所から送付された年金の通知書の記載内容を確認したところ、付加保険料の納付期間が不足していたので、A市役所窓口で申し出たところ、市役所の事務処理の手違いがあったとして、その場で申立期間の付加保険料として6,000円を納付したのに、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

付加保険料を納付するためには、市役所に付加保険料納付の申出を行うことが必要である。申立人は、昭和54年12月の任意加入手続の際に、付加保険料の納付の申出を行ったことは記憶しているが、申立期間の始期である62年11月の第1号被保険者への種別変更手続は勤務先の事業所の職員が行ったため、付加保険料の納付の申出を行ったか分からないとしている。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄では、昭和54年12月の任意加入の際には付加保険料の記載はあるが、申立期間については付加保険料の記載は無く、社会保険庁のオンライン記録においても、申立期間については、付加保険料納付の申出が行われた記録は無い。

以上のことから、申立人が、昭和62年11月ごろに第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った際に、付加保険料納付の申出手続を行わなかったことが推認される。申立人は、申立期間当時、口座振替により付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたとしているが、市役所が、付加保険料の納付申出を行っていない申立人の口座から付加保険料を振替により徴収していたとは考え難い。

さらに、申立人は、平成8年ごろに、A市役所の窓口で申立期間の付加保険料を一括で納付したとしているが、付加保険料については、制度上、納付期限経過後にさかのぼって納付することはできないほか、申立人が主張する付加保険料の納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年2月までの期間、38年5月及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から38年2月まで
② 昭和38年5月
③ 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金制度発足時に母親と一緒に加入し、母親がA市の集金で、私の保険料も一緒に納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。納付を証明するものは無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は死亡しているため、その状況を確認することはできないほか、申立期間について、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、社会保険庁の国民年金受付処理簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年11月にB区で払い出されたことが記録されており、申立人が所持する国民年金手帳には同年11月25日発行と記載されている。このことから、申立人の国民年金加入手続は、同年11月ごろに、当時居住していた同区で行われ、この時点において35年10月1日に遡及して強制被保険者の資格を取得したものと推認される。

さらに、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録では、申立人の母親の国民年金手帳記号番号払出記録（昭和36年1月に払出し）の前後に申立人の氏名は見当たらない。このことから、申立人とその母親と一緒に加入手続

したとは考え難いほか、申立期間当時に申立人の母親が居住していたA市で、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人は、申立期間当時には、国民年金の加入手続を行っておらず、その母親が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続がB区で行われたと推認される時点では、申立期間③の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、申立期間③の保険料を母親がA市で現年度納付していたとしており、過年度納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から47年3月まで

結婚してしばらく後の昭和47年3月ごろ、妻が、私たち夫婦の国民年金の加入手続のためにA市役所へ行った際、担当の男性職員から「20歳まで、さかのぼって納付しないと国民年金には加入できない。」との説明を受けた。妻は自分の銀行口座を解約して、私の分のみ20歳からの保険料6万円程度を、同市役所の窓口で納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和47年3月ごろに、申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を一括で納付したとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月15日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年3月ごろに行われたものと推認され、これは、納付記録が確認できる最初の期間である47年4月から48年3月までの保険料が、49年12月に過年度納付されていることとも符合する。

以上のことから、昭和47年3月ごろには、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を一括納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和49年3月ごろは、過去の未納保険料を一括納付できる特例納付（第2回）の実施期間中であつたが、第2回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の額は約12万円であり、申立人が納付したとする額（約6万円）と著しく相違する。

さらに、A市では、特例納付保険料及び過年度保険料は取り扱っていなかつ

たとしており、申立期間の国民年金保険料を同市役所の国民年金窓口で一括納付したとする申立人の妻の説明と矛盾する。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から49年3月まで

妻が昭和49年にA区役所の国民年金窓口において、女性職員から10年分の保険料をさかのぼって納付することができると言われ、後日、同区役所で申立期間の特例納付保険料を女性職員に納付し、カーボン紙の領収書をもらい、国民年金手帳に貼っておくようにとも言われた。領収書は紛失してしま^はったが、確かに納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和46年に夫婦の国民年金加入手続を同時に行い、49年に、申立人の申立期間の保険料を特例納付したとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年11月に払い出されており、国民年金加入手続を行ったとする46年当時の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が同年12月に払い出された記録は確認できるものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、昭和51年11月ごろに行われたものと推認され、申立人の妻が主張する49年当時は未加入であったことから、特例納付を行うことはできなかったと考えられるほか、加入手続が行われたと推認される時点は、特例納付の実施期間中ではない。

また、申立人の妻は、昭和49年に特例納付して以降の国民年金保険料も現年度納付し、過年度納付したことは無いとしているが、社会保険庁が保管する

申立人の被保険者台帳では、昭和 49 年度及び 50 年度の保険料が過年度納付されたことが記録されており、うち 50 年度の保険料の納付日は 52 年 3 月 23 日と記載されている。これらのことから、申立人の加入手続が 51 年 11 月ごろに行われ、その後、49 年度及び 50 年度の保険料を過年度納付したと考えるのが自然であり、申立人の妻の記憶と相違する。

さらに、A 区役所及び同区役所内の金融機関では、国庫金（特例納付保険料等）は扱っていなかったとしており、同区役所で特例納付したとする申立人の妻の説明と矛盾する。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から48年1月まで

昭和36年から37年ごろ、A市B区役所の職員が自宅に来て国民年金の加入手続を行った。

また、保険料の納付についてもB区役所の職員が集金に来ており、C区に転居後も集金人が来ていた。B区に住んでいた当時、保険料は最初500円だったが、少し経ってから900円ぐらいになったと思う。保険料額が徐々に増加していった記憶がある。金額にかかわらず、この10年間はずっと納付してきた。60歳の時にD区役所で「35年納付期間があるからいいですね。」と私が言うと、区役所の職員は「いいですよ。」と言った。

しかし、社会保険事務所では「23年しか納付期間が無い。」と言われ、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していた昭和36年から37年ごろに、国民年金の任意加入手続を行ったとしており、国民年金手帳の受領時期については記憶していないとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月に社会保険事務所からA市C区に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は同年2月13日でその資格種別は任意加入と記載されているほか、これ以前に同市B区又は同市C区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続が行われたのは、昭和48年2月であったと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間当時は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当するが、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、A市B区での最初の国民年金保険料の納付額が月額500円で、しばらくして900円に増額されたと記憶しているが、申立期間の保険料は月額100円から550円であり、申立人の記憶と相違する。

加えて、社会保険庁の記録により、納付済みと記録されている最初の月である昭和48年2月の国民年金保険料額が550円で、その約1年後の49年1月から900円に改定されていることから、申立人が記憶する保険料額はこの当時のものであったとも考えられる。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年6月まで

40歳までは国民年金は気にならなかったが、将来のことを考えて加入する気になった。A市B区役所で、一括で最初から納付すると言ったが、区役所の職員が「3回に分けて」と言ったので、3回に分けて納付した。全額を納付したと思っているので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和55年6月に、第3回特例納付により36年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付したことが記載されているほか、52年7月から54年3月までの保険料を、同年から55年にかけて2回に分けて過年度納付したことが記載されている。このことは、申立人（昭和14年4月出生）が40歳のころに国民年金の加入手続きを行い、保険料をさかのぼって納付したとする申立人の説明と合致する。

しかし、上記の特例納付及び過年度納付の保険料額と第3回特例納付による申立期間の保険料額の合計は約83万円であり、申立人が記憶する額（約50万円）と著しく相違する。

また、上記により納付済みと記録されている特例納付（1回）及び過年度納付（2回）の国民年金保険料額は計約34万円であり、申立人が記憶する額とは若干相違するものの、申立人は過去の保険料を3回に分割して納付したとしており、申立人が記憶する保険料の納付は、この特例納付及び過年度納付のことであったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

昭和36年4月から38年9月までは、A市で大家に毎月、国民年金保険料100円を預けて、大家が集金に来る組長に納付していた。大家が印紙を貼った証明書みたいなものを見せてくれた。

また、昭和40年ごろ、妻が出産のため実家のB町に帰省中に、同町役場の職員に住所が同町でなくても保険料は納付できると言われ、36年4月から38年9月までの保険料をさかのぼって3,000円ぐらい納付したと妻が言っている。このことは妻の弟の妻も知っているので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

なお、申立期間の保険料は納付済みであることを知らずに、妻が後日に納付したもので二重納付になっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶が無く、当時の大家か集金人が行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年1月にC市D区で払い出されており、申立期間当時に、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このため、申立人の国民年金加入手続は昭和41年1月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が所持する領収書により、昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料を、41年1月にC市D区の金融機関で過年度納付したこと

が確認できる。これは、同年1月ごろに同区で加入手続を行ったと推認されることと符合するほか、これ以前の期間である申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を納付していたとする大家から1円ほどの額面の印紙を貼った証明書^はのようなものを見せられたとしているが、当時の国民年金保険料は月額100円であったことから、申立人の説明は不自然である上、申立人は、「当時の大家は死亡している。」としており、大家から保険料の納付状況について聴取することもできない。

加えて、申立人は、昭和40年ごろにはC市D区に居住していたが、B町で国民年金保険料を納付することができると言われたので、その妻が同町で申立期間の保険料を納付したとしているが、同町で国民年金に加入していない申立人の保険料を同町が徴収したとは考え難いほか、40年の時点では、申立期間のうち大部分の期間の保険料は、時効により過年度納付することはできず、特例納付の実施期間でもない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年3月まで

私は、国民年金に昭和44年に加入し、以後継続して60歳まで納付してきた。27歳ごろに特別にさかのぼって納付できる期間があったため、A市B区役所で、当時、未納となっていた資格取得月である38年10月から44年3月までの保険料の納付書を作成してもらい、銀行で納付した。その時の領収書も持っている。その後、社会保険事務所から不足分の納付書が送られてきたのでその分も納付した。その領収書も持っている。これらの領収書以外に申立期間の保険料を納付した記憶は無いが、申立期間については納付しているの、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料について納付した第1回特例納付期間（昭和45年7月から47年6月まで実施）における特例納付保険料月額は450円であるため、これによれば、申立人が納付すべき38年10月から44年3月までの保険料は、申立人が遡及納付した46年2月の時点で、特例納付分2万8,350円（450円×63か月）、過年度納付分750円（250円×3か月）の合計2万9,100円であるが、申立人が所持している当該期間に係る領収書から、申立人が納付した金額は9,450円であることから差引き1万9,650円が不足することとなる。

また、申立人は、昭和46年3月2日付けC社会保険事務所発行の書面「国民年金保険料納付期間の訂正について（通知）」（以下、単に「通知書」という。）を所持している。これによれば、前述した保険料額の不足により、申立人の納付済期間は38年10月から44年3月までの66か月間（保険料額9,450円）から、42年5月から44年3月までの23か月間（保険料額9,750円）へ訂正されており、差引き300円が不足することから、申立人が通知書に同封された納

付書により 46 年 3 月 12 日にこれを納付し、同日に 42 年 4 月分として 450 円も納付していることが、申立人の所持している領収書から確認できる。

しかし、申立人には申立期間の保険料について申立人が所持している領収書以外に納付した記憶は無いとしており、通知書にも「おって、残りの期間につきましても納付書を同封しますので、すみやかに払い込んでください。」と記載され、納付済期間とされなかった昭和 38 年 10 月から 42 年 3 月までの 42 か月分の納付書も同封されていたことが推認される。このため、A 市 B 区役所で申立人へ交付した当初の特例納付及び過年度納付の納付書には瑕疵^{かし}があったものと認められるものの、通知書によりこの瑕疵^{かし}は治癒されたものと認められる。これらのことから、申立人は、一連の特例納付及び過年度納付を行った後に、申立期間について納付済期間とされないことを了承し、申立期間の保険料をあえて納付しなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料について納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から同年11月までの期間及び11年7月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から同年11月まで
② 平成11年7月から13年3月まで

私は、転職も多く、婚姻により姓も変わっているので不安に思い、年金記録確認の照会をしたところ、申立期間が未納となっていることが分かった。申立期間①については、最初に勤務していた会社を退職し、厚生年金保険加入資格を喪失した平成9年8月ごろに、A市B区役所で加入手続を行った。申立期間②については、次に勤務していた会社を退職し厚生年金保険加入資格を喪失した11年7月ごろに、同じくA市B区役所で加入手続を行った。いずれの期間についても、自分で毎月の保険料をその月か遅くとも翌月には納付し、遅れるようなことは無かったはずである。

また、納付した保険料については、転職が多かったため、国民健康保険料等と併せて、申立期間①については平成10年分の年末調整で、申立期間②のうち、11年7月から12年12月までを12年分確定申告で、13年1月から同年3月までを13年分の年末調整で社会保険料控除をしていたことから、納付していたことは間違いない。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、厚生年金保険加入資格を喪失した平成9年8月ごろに国民年金に加入し、申立期間①の毎月の保険料をその月か翌月に納付したと主張している。

しかし、A市が保管する申立人の年金記録の加入履歴には、申立人が資格取得日（平成9年8月16日）の属する年度に国民年金へ加入していなかつ

たことを表す記録（「モレ者」表示）がある。このことから、申立人の申立期間①の国民年金加入手続は少なくとも10年度以降であったことがうかがわれる。したがって、申立期間①の保険料は過年度納付であったと推認されるが、申立人には過年度納付の記憶は無い。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料をC事業所で平成10年分の年末調整で申告したとしているが、申立人の主張に沿って申立期間①の保険料を現年度納付したとした場合、9年分の年末調整で申告するのが通常であり、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付し、平成10年分の年末調整で申告したとしても、申立人が所持するC事業所での10年分源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は約26万9,000円であるが、同事業所で申立人が納付した雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の年額を試算すると26万1,000円となり、源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額に近似し、この金額に申立期間①の国民年金保険料（5万1,200円）が含まれているとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間②のうち平成13年1月から同年3月までの国民年金保険料をD事業所での13年分の年末調整で申告したとしている。申立人が所持する同事業所での13年分源泉徴収票の社会保険料等の金額は約15万円であるが、同事業所で申立人が納付した雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の年額を試算すると約14万9,000円となり、源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額に近似し、この金額に13年1月から同年3月までの国民年金保険料（3万9,900円）が含まれているとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②のうち平成11年7月から12年12月までの国民年金保険料を12年分確定申告で申告したとしているが、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付したとしていることから、少なくとも11年7月から同年12月までの保険料は11年分確定申告で社会保険料控除すべきと考えられ、申立内容は不自然である。

さらに、平成12年分の確定申告書の社会保険料控除額は18万700円となっているが、同年分の国民年金保険料は15万9,600円であり、これに国民健康保険料（試算では14万円程度）を加えると、社会保険料控除額の中に国民年金保険料が含まれているとは考え難い。

加えて、平成12年分の確定申告書の社会保険料控除額内訳に記載が無いことから、この中に国民年金保険料が含まれているか否かを検証することもできない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から44年3月まで

私は、A市B区役所かC市役所で国民健康保険加入手続をした時に、国民年金加入手続も一緒に行ったはずである。この時、職員から国民年金保険料を納付しなければ国民健康保険にも加入できないと言われたので、国民健康保険に加入していたことから考えても、国民年金に加入し保険料を納付したはずである。申立期間当時の保険料月額は100円か200円で、集金人へ納付していたか、又は申立期間分をまとめて納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所又はC市役所で国民年金加入手続を行ったとしている上、集金人の特徴や保険料の納付方法等についても特定できないなど、申立人の申立期間における国民年金加入状況や保険料納付状況の記憶は極めて曖昧である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年8月30日に払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入となり、申立人が国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準にすると、申立期間のうち、昭和42年6月以前の保険料は時効により納付することはできず、同年7月から44年3月までの保険料については、過年度納付が可能であるものの、

申立人は、これらについての記憶も定かではないとしていることから、申立人がこの期間について過年度納付したとも考え難い。

加えて、申立人は、区役所又は市役所職員から国民年金保険料を納付しなければ国民健康保険にも加入できないと言われたとしているが、国民年金と国民健康保険は制度上、併せて加入すべきものではないことから、申立人の主張には合理性が認められない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和61年4月17日にA市B区役所に婚姻届と転入届を提出した際、保険年金課へ行くように言われた。保険年金課へ行ったところ、職員から国民年金が未加入であり、昭和59年度及び60年度分については、今からでも納付できるとの説明を受けた。59年度及び60年度は父親の扶養になっていたため、父親が納付してくれていたかもしれないと思い、父親に確認したが、納付していなかったとのことであったので、後日、同区役所窓口で59年度及び60年度分の保険料15万5,520円をまとめて納付した。

この時、窓口担当の男性職員に領収書はもらえないのかと質問したところ、「年金手帳の国民年金の記録欄(1)の押印が領収書の代わりであり、それで大丈夫である。」と言われた。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の国民年金資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期は昭和61年4月であることが確認できる。

また、申立人は資格取得日を昭和54年12月4日として強制加入していることから、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間について、昭和59年度分は過年度保険料として、60年度分は現年度保険料として納付することは可能であった。

しかし、B区役所では、過年度保険料については過年度納付用納付書を作成し、社会保険事務所で納付するよう案内していたとしている上、現年度保険料も過年度保険料も保険年金課窓口で収納することはなかったとしており、申立

人の主張と相違する。

さらに、申立人は、B区役所の保険年金課窓口で申立期間の保険料（15万5,520円）を納付した時、区役所職員から「国民年金手帳の記録欄（1）にゴム印が押してあるので、それで大丈夫である。」と言われ、領収書の発行は無かったとしているが、前述したとおり、保険年金課での保険料収納は行われていなかった上、通常、職員が区役所のゴム印（処理庁印）が領収書の代わりになるという説明を行うことは考え難い。

加えて、申立人は昭和61年分、62年分及び63年分の確定申告書（控）を所持しているが、いずれの年においても申立期間の保険料を申告しておらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から平成 5 年 8 月までの期間、5 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から平成 5 年 8 月まで
② 平成 5 年 10 月及び同年 11 月

私は、申立期間当時、自営業者であった。昭和 58 年 4 月に妻と婚姻したが、この時、妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、私が国民年金に未加入であることに気付いたため、私は義父(妻の父)とも相談の上、妻が同年 3 月から 5 月までの間に A 市 B 区役所で私の加入手続きを行った。その際、妻は区役所職員から 20 歳から 25 歳までの保険料をさかのぼって納付することができると言われたため、後日届いた納付書で 5 年間か 6 年間分の保険料(数十万円であったと思う。)を、妻が、C 銀行 D 支店の営業担当で毎日来ていた E さんをお願いして納付したと思う。

その後の納付については、平成 8 年に保険料の納付方法を口座振替に変更するまでは、妻が毎月末、銀行の営業担当職員に私と妻の分を納付書で併せて納付し、領収書をもらっていた。これらのことから、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の国民年金加入手続きを昭和 58 年 3 月から同年 5 月までの間に行ったとしていることから、申立期間当時、申立人が居住していた A 市 B 区を管轄する F 社会保険事務所の同年 3 月から同年 5 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない。

また、申立人の妻も、申立人が現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳があった記憶は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年12月に払い出されており、資格取得日を昭和53年9月8日として強制加入している。申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことや、申立人は、後述のとおり、平成7年10月及び8年1月に過年度納付を行っており、この過年度納付は、申立人の7年12月の国民年金手帳記号番号払出しを踏まえて行われたものと考えても不自然ではないことから、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期には不自然さは認められない。これらのことから、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①の保険料は時効によりすべて納付できないこととなる。

加えて、申立人が昭和58年3月から同年5月までの間に国民年金に加入したと仮定しても、この時期は特例納付実施期間ではないため、2年間の時効を超えてさかのぼって納付することはできず、5年間か6年間の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の主張には合理性が認められない。

その上、申立人が昭和58年3月から同年5月までの間に国民年金に加入し、その後に保険料を納付していたと仮定した場合でも、申立人は転居していないことから、その納付が約10年間にわたって記録されないことも考え難いほか、申立人の妻は同年10月から口座振替により納付していることが確認でき、平成8年まで申立人の保険料と併せて納付書で納付していたという申立内容と一致しない。

申立期間②について、申立人は、申立期間前後の期間の保険料を過年度納付しており、その納付時期は、申立期間②の直前の月である平成5年9月分を7年10月に、申立期間②の直後の月である5年12月から7年3月までの分を8年1月にと、いずれも時効完成間際に納付していることから、申立期間②の保険料は時効期間の徒過により納付できなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人の妻が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から51年3月まで

申立期間のうち昭和46年11月から48年3月までは、元夫との同居開始前の期間であり、短期大学に在学していたため、母親が国民年金加入手続きを行ってくれ、保険料も母親が集金人に納付してくれていた。卒業後はピアノ講師をしていたので、自分で国民年金保険料を母親に渡して納付を依頼していた。当時、母親が国民年金手帳に小さな紙を貼っていたことを記憶している。

申立期間のうち昭和48年4月から51年3月までは、元夫との同居開始後の期間であり、未納となっていたことは知っていたので、53年7月に離婚を前提に住所を実家へ異動した後、A市役所B支所で相談し、48年4月からの未納分を特例納付で分割納付できるように計算してもらった。特例納付は12回かそれ以上に分割して行い、納付金額を一覧表にしてもらい、同支所又は郵便局で保険料を納付すると受領印をそれに押してもらった。

また、1回当たりの納付額は1万円以内であったと記憶している、これらのことから、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち昭和46年11月から48年3月まで（以下、この項で「申立期間①」という。）の国民年金加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、当時の加入状況及び納付状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月7日に申立人の元夫と夫婦連番で払い出され、資格取得日を46年11月18日として強制加入

している。申立人は申立期間①の保険料については申立人の母親が現年度納付したと主張しているが、この払出日を基準とすると、申立期間①当時は国民年金に未加入であり、現年度では納付できないこととなる。

- 2 申立人は、申立期間のうち昭和48年4月から51年3月まで（以下、この項で「申立期間②」という。）について、第3回特例納付期間（53年7月から55年6月まで実施、特例保険料は1か月4,000円）中にA市役所B支所で年金記録を確認の上、同支所で分納手続をしたと主張している。

しかし、第3回特例納付期間中におけるA市の対応について照会したところ、B支所で年金記録の確認をすることはできず、保険料の分納計算は同市役所の年金担当課で行っていたとしている上、同市では、特例納付の分納申込書は作成していなかったとしている。

また、申立人は、申立期間②の保険料の納付方法について、B支所で納付金額を一覧表にしてもらい、保険料を納付すると受領印をそれに押しもらったと説明しているが、特例納付は納付書で納付するものであり、このような方法での納付は認められていなかった。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を分割で特例納付したと仮定しても、申立人が主張する納付金額が1回に1万円以内として、その分割回数は15回程度（4,000円×36か月÷15回…9,600円）となり、この納付すべてが記録されなかったとも考え難い。

- 3 申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から48年12月まで

私の姉は、昭和40年2月の転居の際、区役所の保険年金課の職員から実母が姉の36年4月からの保険料を納付していたことを知らされた。私は41年11月に養子縁組し実母とは別れたが、姉の保険料を納付しているのであれば、実母は私の保険料も納付していたはずである。

また、私の昭和50年度及び51年度の保険料も実母が納付していたと思う。このため、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の実母は既に死亡しており、当時のこれらの状況は不明である。

また、申立人は、その実母が申立期間の保険料を納付したことの根拠として、申立人の姉が、昭和40年2月に区役所職員から申立人の姉の36年4月からの保険料をその実母が納付していたことを知らされたことを挙げているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の姉の国民年金手帳記号番号払出時期は40年3月であり、同年2月の時点で36年4月からの保険料が納付済みであったとは考え難い上、申立人の姉の同年4月から40年2月までの間の年金記録は、過年度納付と推察される38年4月から同年12月分までを除き未納である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の加入年月日から昭和50年8月に払い出され、資格取得日を49年9月1日として強制加入している（平成15年3月に厚生年金保険との記録統合のため、資格取得日を51年3月1日に記録訂正）。申立人が所持する制度共通（昭和49年11月以降使用）の年金手帳の「初めて被保険者となった日」には40年9月1

日と記録されているものの、この時点で申立人は20歳到達前である上、同手帳の「国民年金の記録(1)」欄の被保険者となった日は49年9月1日と記録され、A市B区の処理庁印も押されていること、社会保険庁の国民年金被保険者台帳やオンライン記録及び同市が作成した国民年金被保険者名簿もすべて申立人の資格取得日は同年9月1日と記録されていることから、申立人の当初の資格取得日は同年9月1日として処理されていたものと推認される。これらことから、申立人は、申立期間について国民年金へ加入していないこととなり、申立人の実母が申立人の申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人の実母が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年10月まで

私は、A区からB市へ転居した昭和44年8月30日から同年9月1日に就職して厚生年金保険被保険者となるまでの間に、同市役所で国民年金の加入手続を行った記憶がある。

また、昭和44年9月から同年11月までの間は、厚生年金保険に加入していることを承知の上で国民年金保険料も納付していた記憶もある。同年11月に厚生年金保険加入資格を喪失したので、その後は、毎年4月にB市役所の国民年金係の窓口で1年度分を前納した。前納する都度、将来の年金受給額が気になったので職員に納付状況を口頭で確認して、未納が発生しないように気を付けてきた。

納付状況を確認した時に職員から未納があるとの話も無く、申立期間について保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年8月30日にB市へ転入し、同年9月1日に厚生年金保険被保険者となるまでの間に同市役所で国民年金加入手続を行ったと主張しているため、同市を管轄するC社会保険事務所が保存する同年8月30日及び同月31日の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない。

また、申立期間の当初においては、印紙検認方式（国民年金手帳に検認印を押す）による納付が行われていたが、申立人には、この時に交付された国民年金手帳についての記憶は無く、納付金額についても不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資

格取得日から昭和 50 年 12 月ごろに B 市で払い出されており、資格取得日を 44 年 4 月 1 日として強制加入している。申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた 50 年 12 月は、第 2 回特例納付期間（49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施、特例納付が可能な期間は 48 年 3 月まで）中であることから、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち時効となる 44 年 4 月から 48 年 9 月分までのうち、44 年 4 月から 48 年 3 月分までは特例納付が可能であり、申立期間のうち 48 年 10 月から 49 年 10 月分までは過年度納付が可能であるが、申立人は申立期間の保険料を毎年 4 月に 1 年分を前納していたと主張していることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人は昭和 44 年 8 月に B 市へ転入後、同市からの転出入は無いこと等から、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から50年3月まで

私は、昭和47年1月にA町で店を開業する時（口頭意見陳述開催時に、申立人は店の開業時期を45年10月に変更した。）にB公庫から融資を受けたが、この際、公庫から、国民年金に加入し保険料を納付しなければならないと言われたため、私と元夫で同町役場へ行き、国民年金に加入した。それ以降、申立期間の保険料は店に来ていたCという集金人に、毎月、一人分の保険料月額3,000円から4,000円（口頭意見陳述開催時に、申立人は保険料月額の記憶は無いと訂正した。）を、私が元夫の分も併せて納付していた。このため、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町に申立期間当時の国民年金保険料収納状況について照会したところ、当時、納税組合の班長が保険料を集金する制度はあったものの、3か月ごとの収納であったと回答していることから、毎月集金人に納付していたという申立人の主張と異なる上、申立人は、納付した月額保険料について、当初は3,000円から4,000円と述べていたが、口頭意見陳述の段階で、当時、そのような金額ではない旨説明すると、保険料については記憶が無い旨述べ、店の開業時期についても、口頭意見陳述では昭和45年10月である旨述べ等、申立内容に変遷が認められる（ちなみに、口頭意見陳述において、申立期間について、上記期間で間違いないか確認したところ間違いない旨の返答であった。）。

また、B公庫に融資条件として、国民年金に加入していることが条件であるか否か照会したところ、国民年金加入は条件となっていないとの回答であることなどからして、申立人の申立内容には、不自然、不合理な点がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月25日にD市で

申立人の元夫と共に連番で払い出され、共に資格取得日を47年1月1日として強制加入している（資格取得日は、保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではない。）。申立人が所持している制度共通の年金手帳（49年11月以降使用のもの）の最初の住所欄も同市となっており、国民年金の記録（1）欄の「被保険者となった日」として47年1月1日と記録されている箇所には同市の処理印も押されていることから、この年金手帳が払い出された市役所や時期も一致する。

加えて、申立人の元夫は、昭和46年12月31日に厚生年金保険加入資格を喪失し、前述のとおり、47年1月1日に資格を取得していることから、申立人の資格取得日にも不自然な点は認められない上、その元夫も申立期間は未納である。

このほかに、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金へ加入していなかったこととなり、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち昭和47年1月から49年9月までの保険料は時効により納付できないこととなる上、申立期間の残りの期間については過年度納付が可能であるが、申立人には過年度納付した記憶も無く、A町の集金人は過年度保険料を収納していなかったことから、これも考え難い。

そのほか、申立人の元夫に申立期間当時の保険料納付状況について聴取したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことがうかがわせるような事情は見いだせない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から26年11月まで
② 昭和31年7月から32年8月1日まで
③ 昭和32年12月から34年9月まで
④ 昭和37年3月から同年4月まで

私は、保険料控除の事実が確認できるような当時の資料は何も持っていないが、申立期間に4社で働いていたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B工場の敷地内にあった農園で勤務したと申し立てしているところ、同社工場に農園があったと証言する者がいることから判断すると、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社にもB健康保険組合にも当時の資料等は残っておらず、申立人は同僚の名前を名字しか覚えていないため、申立ての事実を確認できない。

申立期間②について、申立人はC社で勤務していたと申し立てしているが、同社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、C社はその後、D社となったが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年8月1日からであり、それまでは適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、D社には当時の資料が残っておらず、申立人は同僚の名前を覚えていないため、申立ての事実を確認できない。

申立期間③について、申立人はE社で勤務していたと申し立てしているところ、同社の事務担当者（本人は死亡）の妻が、申立人の名前を覚えていることから

判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和36年4月1日からであり、それまでは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記証言をした事務担当者の妻（自身も被保険者）も、加入記録があるのは昭和36年4月1日からであり、それ以前の保険料控除は不明であると証言している。

申立期間④について、申立人はF社に勤務していたと申し立てているが、同社には当時の資料が残っておらず、申立人は同僚の名前を覚えていないため、申立ての事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 45 年 4 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所へ照会したところ、A社での記録は無いとの回答を得た。給与明細書等の資料は無いが、給与から厚生年金保険料を天引きされていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 40 年 6 月から 45 年 5 月までの間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、雇用保険の記録においても、A社での申立人の加入記録はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から30年9月1日まで
② 昭和30年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和21年4月1日から30年9月30日までA社に勤務していたはずだが、社会保険事務所で確認したところ、同社での厚生年金保険の加入記録は21年4月1日から30年9月1日までとなっており、しかも脱退手当金として受給済みとの回答をもらった。脱退手当金を受給した覚えは無く、退職月（同年9月）の加入記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている受給資格者47人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、27人に脱退手当金の支給記録があり、うち21人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年10月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、A社退職時に「9年半一日も欠かさず勤務し、よく貢献してくれた。」と感謝されたと証言しているところ、社会保険事務所の被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和30年9月1日であることが記録されており、その後の申立期間における加入記録は確認できない。

また、A社は昭和42年12月に全喪しており、当時の事業主及び労務担当者は既に亡くなっているため、証言を得ることができない。

さらに、申立人の同僚の一人は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立期間に在籍していたかどうかは分からない。」と証言している上、他の3人の同僚は、連絡先不明のため、証言が得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 12 日から 37 年 4 月 23 日まで

私は、昭和 36 年 5 月 12 日から、A 社の B 支店で働いた。勤務時間は、昼 3 時から夜 11 時までだった。働いていたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の A 社 B 支店の責任者の証言から判断して、申立人が、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間については、申立人が勤務していたことを覚えている同僚は存在せず、勤務していたことを確認できる関連資料も無い。

また、申立人に係る戸籍関連資料により、申立人の住民票が、昭和 36 年 6 月 3 日付けで B 支店が所在した C 県から本籍のある D 県に異動している記録が確認できる。

さらに、A 社 E 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (A 社 B 支店を含む) の申立期間及びその前後の期間 (昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 5 月 5 日まで) における健康保険の整理番号 (F 番から G 番まで) に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
社会保険事務所に年金記録を照会したところ、A社B工場で働いていた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨回答をいただいた。厚生年金保険料が控除されていたかどうかの記憶は無いが、申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 23 年 7 月から同年 12 月までの期間に、A社B工場で勤務したと主張するが、同社に入社した経緯、時期等、申立期間に関する記憶が曖昧で、期間を特定する資料等も無い。

また、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない上、保険料控除に関する具体的な記憶も無い。

さらに、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、当時の事務担当者も不明であることから、申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できない。

加えて、申立人は、A社B工場を退職する際、数名の同僚と一緒にC社へ移ったと証言しているが、同僚の氏名をはじめ具体的な記憶が無いため、同社の被保険者名簿から申立人の資格取得日前後の被保険者について前職歴を調査したが、A社B工場での加入記録を確認できる者はいない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月から 33 年 8 月まで
貨物船に機関員として乗船し、日本のあちらこちらを航行した。申立期間について、勤務したことを証明できる証拠は無いが、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、A船の船員保険の新規適用年月日は不明であるが、船員保険被保険者名簿の被保険者証記号番号B番からC番までの被保険者は、昭和33年3月31日に被保険者資格を取得していることから、同日を船員保険の新規適用年月日と考えるのが合理的であり、申立期間のうち、32年9月から33年3月30日までの期間については、船員保険の適用事業所ではないことが確認できる上、適用事業所となった同年3月31日から同年8月31日までの期間については、船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、被保険者証記号番号の欠番も無い。

さらに、A船は昭和35年2月28日に全喪しており、管轄のD運輸支局によれば、事業所の名簿から削除されており調査できないとの回答で、申立人の在籍記録及び船員保険加入に係る記録は確認できない上、船主は死亡しており、船長は連絡先不明で、上司、同僚については記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

昭和 19 年 6 月から 20 年 8 月末まで学徒動員により同級生 32 人と共に A 社 B 工場で勤務した。退職するころ、60 歳になった時に年金がもらえると言われ、会社から厚生年金保険被保険者証を渡された記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が学徒動員により A 社 B 工場で申立期間に勤務していたことは、C 校の卒業者名簿に記載されている同級生二人の証言により推認できるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所における A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A 社は、「昭和 18 年 1 月から 20 年 3 月までの厚生年金保険（19 年 5 月までは労働者年金保険）被保険者資格取得届及び 20 年 12 月以前の厚生年金保険被保険者資格喪失届を保存（一部は災害で流失）しており、その中には申立人の名前は無かった。」と回答している。

加えて、C 校の卒業者名簿に掲載された同級生 30 人の名前も、A 社 B 工場の被保険者名簿には見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月から同年 7 月まで
② 昭和 42 年 2 月から同年 9 月まで

申立期間①及び②について、社会保険の無い会社に入社するはずはなく、保険に加入するのが当たり前である。給与から天引きされていた覚えがある。社会保険の保険証を会社に提出し、入社後、健康保険証をもらった覚えがある。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、A社から提出を受けた労働者名簿によれば、昭和34年7月8日入社、同年同月11日退社と記載されており、当該期間に同社に勤務していたと認められるが、勤務期間が4日間と短いため、同社は社会保険に加入させなかったと推認される。

さらに、申立人はA社の上司、同僚の名前を覚えておらず、証言を得ることができない。

申立期間②について、B社から提出を受けた臨時雇用者の名簿によると、申立人は臨時雇用者として昭和41年3月28日に入社との記録があり、同日から入社したことは推認できるものの、同名簿には、申立人の退社日の記載が無い上、同社からの回答によれば、「41年の源泉徴収簿に申立人の名前が無い。」との回答で、申立人の同社における勤務期間が確認できない。

また、同名簿に記載のある同僚の中には、厚生年金保険被保険者記録が無い者も見受けられることから、B社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと推認される。

さらに、社会保険事務所におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は上司、同僚の名前を覚えておらず、証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月ごろから32年10月ごろまで
② 昭和42年12月1日から43年3月31日まで
③ 昭和43年12月1日から44年3月31日まで

申立期間①について、A市のB社で昭和31年8月ごろから32年10月ごろまで、月額1万2,000円で汽缶士として勤務した。入社の際面接時にB社社長のC氏と仲人（汽缶定期検査に準じて汽缶の掃除を請ける業者）D氏と私との間で話し合いをして、給料を月額1万2,000円と決めた。給与明細書は無いが、健康保険・厚生年金保険・失業保険の保険料は天引きされていた記憶がある。金額は覚えが無い。労災のため診療所で受診し、手当を受けたことがある。

申立期間②及び③について、E市のF社で昭和42年12月1日から43年3月31日までと同年12月1日から44年3月31日まで、月額4万5,000円でボイラー技士の資格で、常用季節労働者で、暖房用ボイラー取扱主任として勤務した。給与明細書は無いが、健康保険・厚生年金保険・失業保険の保険料は天引きされていた記憶がある。金額は覚えが無い。失業保険は申立期間②では受給しなかったが、申立期間③では受給した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、社会保険事務所におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（資格取得者76人）に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番もない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については、B社が平成2年7月21日に全喪し、法人登記簿によれば同年5月19日に解散、8年3月8日に清算終了のため確認できない。

さらに、B社社長のC氏は同社に記録はあるものの、昭和56年9月10日に死亡しており周辺事情を調査することができない上、仲人のD氏を特定することができず確認できない。

申立期間②について、事業所名は不明なものの、昭和42年12月1日から43年3月22日までの期間について雇用保険の記録が認められ、この期間は申立てともほぼ一致することから、申立人が当該期間について、F社で勤務していたことは推認される。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、F社は昭和42年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが、同月5日に適用事業所が取り消されていることが確認でき、申立期間②について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間③について、事業所名は不明なものの、昭和43年12月2日から44年3月25日までの期間について雇用保険の記録が認められ、この期間は申立てともほぼ一致することから、申立人が当該期間について、F社で勤務していたことは推認される。

しかし、F社は、昭和43年12月2日に厚生年金保険の適用事業所の手続がなされており、申立期間のうち同年12月1日は厚生年金保険の適用事業所ではない上、同月2日以降の社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者一人）に申立人の名前は見当たらない。

また、申立期間②及び③について、F社を承継するG社によれば、「申立期間に申立人が共済組合に加入していた事実は無い上、当時の臨時職員の資料は現存しないため、厚生年金保険の記録も在籍記録も確認できない。」と回答している。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月ごろから 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 47 年 10 月まで

大学在学中の昭和 43 年ごろから卒業する 45 年 3 月まで、A 社に勤務した。大学卒業後は別の会社に就職したが半年で辞め、同年 10 月から 47 年 10 月まで B 社で勤務した。両社とも C 社の常務であった父親や両社の当時の責任者であった D 氏に誘われて入ったもので、仕事内容もアルバイトがやるようなものではなく社員と同じように営業の仕事をしていたので、厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、申立期間に A 社で厚生年金保険加入記録のある同僚数名によれば、二人は「申立人はアルバイトであった。」と証言し、うち一人は、「そのため、社会保険には加入していなかったはずである。」としており、他の者は、「全く記憶していない。」又は「名前しか記憶していない。」と証言している。

また、社会保険事務所における A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

申立期間②について、申立人が記憶している同僚は、「申立人とは何度か出勤途上に駅や電車内で偶然会ったことはあるが、それ以外は分からない。」と証言するのみであり、他に B 社で申立期間②に厚生年金保険加入記録のある同僚数名によれば、「名前は聞いたような気がする。」と述べている一人のほかは、

いずれも「正社員の中に申立人はおらず、アルバイトの中にいたかどうかは記憶が無い。他の元同僚に聞いても申立人を覚えている者はいなかった。」等と証言している。

また、社会保険事務所におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社及びB社の人事記録管理を統括しているD社によれば、申立期間①及び②当時の資料が無いとの回答で、申立人の在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録を確認できない上、D社の担当者等によれば、「当時、アルバイトの者については、社会保険に加入させていなかったはずである。C社グループでは男性の正社員はC社本社で一括採用しており、A社やB社で正社員を採用することはなかった。」としている。

加えて、申立期間①及び②の期間については、雇用保険の記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 8 月まで

申立期間はA社で働いていた。健康保険はA社で取り扱っていた。給料はA社から受け取っていた。上司、同僚はBさん、Cさんを記憶している。厚生年金保険料の控除についての記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人のA社における在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、同社が全喪し解散しているため調査できない。

加えて、申立人が記憶する当時の現場責任者のB氏は厚生年金保険被保険者記録が認められるところ、同氏は、「申立人はCが連れてきたことは覚えている。現場での常用は俺ともう一人の二人だけで、他は日雇いでなかったかと思う。当時、皆が現金を必要としていたから。」と証言しており、同僚のCさんは、耳が不自由で事情聴取できなかったが、申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 3 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで
② 昭和 23 年 4 月 1 日から 26 年 1 月 17 日まで

私は昭和 22 年 3 月、A社に入社し、23 年 4 月にはB支店立ち上げのために、支店長になるC氏とD市に転勤した。B支店では3年半ほど勤務し、その後、E支店へ転勤し、同社には通算 17 年勤めた。A社において途中からしか厚生年金保険に加入していなかったということに納得ができない。給与明細書等の保険料控除の事実を証明できるものは持っていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、社会保険事務所の記録によれば、A社（本社）は昭和 23 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①において、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店は昭和 26 年 1 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②において、同社B支店は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人をはじめ同僚等も同日に被保険者資格を取得しており、申立期間②において被保険者資格を取得した者はいない。

また、申立期間②に係るA社（本社）の厚生年金保険被保険者名簿に申立人

の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社（本社）及び同社B支店の同僚等は、死亡又は連絡先不明で周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年から 35 年まで
② 昭和 37 年から 41 年まで

申立期間①について、中学を卒業後、A社に就職した。朝6時から夜10時まで勤務し、休みは月に2、3日だった。同僚は覚えていない。

申立期間②について、B社に勤務していたとき、会社から勧められC社の食堂で勤務した。夏になると屋上のビアガーデンの応援もした。

給与明細書等保険料控除を証明するものは無いが、健康保険、雇用保険にも加入していたと思うので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、A社によれば、「個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所になったことはない。労働者名簿等の在籍が分かる資料は無く、当時の事業主は死亡しており、当時のことは分からない。」との回答であり、社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所におけるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、C社の後継会社によれば、当時の資料が無く、申立人が在籍していたか不明との回答で在籍等が確認できない上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 40 年 6 月 4 日から同月 8 日までの期間について、D 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が、C 社において、当該期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年1月24日まで
② 昭和30年9月15日から32年9月まで

申立期間①について、昭和27年4月ごろから28年6月ごろまで、A社に勤務しており、営業職、足袋・下着の卸売業の仕事をしていた。厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はある。上司、同僚にはB氏（男）とC氏（男）がいた。

申立期間②について、昭和29年8月ごろから32年9月ごろまで、D社に勤務しており、製造部門、製菓の営業の仕事をしていた。厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はある。上司、同僚にはE氏、F氏及びG氏がいた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、A社は昭和35年7月1日に全喪、法人登記簿によれば、49年10月1日に法定解散、60年2月1日に閉鎖しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については確認できない。

また、厚生年金保険手帳番号払出簿及び社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和28年1月24日に被保険者資格を取得した記録が認められるところ、それ以前の申立期間（資格取得者15人）に申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立てに係る同僚のB氏（男）は、申立期間①について、A社の厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、同人の連絡先が不明で周辺事情

を調査することができない上、同僚のC氏（男）は同社に記録が無く、周辺事情を調査することができない。

申立期間②について、D社は昭和30年9月15日に全喪しており、法人登記簿にも見当たらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については確認できない。

また、D社は、昭和30年9月15日に全喪していることから、申立期間②について、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立てに係る同僚のE氏は、D社の厚生年金保険被保険者記録は認められるものの、申立人より5日早い昭和30年9月10日に被保険者資格を喪失しているところ、同人は既に死亡しており、周辺事情を調査することができない上、同僚のF氏とG氏は同社に記録が無く、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 16 日から同年 10 月 28 日まで

私は、昭和55年8月16日にA社の子会社のB社に入社した。B社は、その後、A社に統合され、私は平成19年に退職するまでA社に継続して勤務した。

しかし、社会保険庁の記録によると、B社における資格取得日は昭和55年10月28日であり、申立期間については厚生年金保険の被保険者となっていない。

A社から受け取った退職所得の源泉徴収票によると、就職年月日は昭和55年8月16日と記載されており、私がB社に入社した時期と符合している。当時、厚生年金保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している退職所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間にA社又はその関連会社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社の厚生年金保険の適用開始時期は昭和55年10月28日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立人と同時期に入社した役員の資格取得時期も申立人と同日の同年10月28日であることが確認できるところ、同人は「申立期間当時は、自分と申立人しかいなかった。」と証言しており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと認められる。

さらに、申立人の雇用保険の記録は、昭和55年10月1日取得とされており、厚生年金保険の資格取得時期と符合する。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 29 年 4 月まで

私は、昭和 26 年 4 月に臨時作業員として A 社に採用となり、4 交代制で配達業務をしていた。

しかし、A 社で勤務していた期間について、年金記録が無いこととなっている。保険料を給与から控除されていた記憶があり、健康保険証も所持していた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社は、申立期間以後の昭和 33 年 11 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月から 30 年 10 月まで

私は、昭和 26 年 10 月に郷里から出て来て、翌年 5 月に A 社に入社した。同社では保険証を使った記憶、各種保険料等を給与から控除されていた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している同僚 7 人のうち 4 人は、申立期間において A 社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。これらの同僚が記憶している同社の業務内容と申立人が記憶している同社の業務内容が一致していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、同僚 7 人のうち、申立人が同じ営業職であったと記憶している同僚一人を含む 3 人には A 社における厚生年金保険の記録は無いことから、申立期間当時、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管している A 社の申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 30 日から同年 11 月まで
② 昭和 39 年 12 月から 40 年 11 月まで
③ 昭和 42 年 8 月から 44 年 12 月まで

私は、申立期間①はA社又はB社に、申立期間②はC社に、申立期間③はD社に勤務していた。

これらの申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間①のうち昭和 39 年 4 月についてはA社又はB社に勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人はA社において、同年 4 月 30 日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

しかし、A社の同僚の資格喪失時期をみると、申立人以外にも月末を資格喪失日とされている者が少なくなく、月末が資格喪失日とされていることに不自然さはうかがえない。

また、申立人が昭和 39 年 4 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、A社は全喪し、申立期間当時の人事記録等を確認することはできず、同社の同僚等に聴取しても申立ての事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人がA社の後に引き続き勤務したとしているB社については、複数の同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているB社の申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、B社及び同社の複数の同僚は、申立期間当時、営業職の従業員は、一定の基準を満たした場合に厚生年金保険に加入させていたと証言しており、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを必ずしも励行していなかったものと認められる。

申立期間②について、申立人が記憶しているC社の職務内容が同社担当者の証言と符合することから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、社会保険事務所が保管しているC社の申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、C社及び同社の同僚に聴取しても、申立ての事実を確認できる証言は得られなかった。

申立期間③について、D社の事業主の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社の事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険には加入していない。」と証言しており、社会保険事務所の記録においても、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に入社し継続して勤務しており、さらに同族会社のB社への移籍があったが、厚生年金保険の加入記録に空白があることはおかしいので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間及びその前後の期間の給与明細書が現存していることから、申立人は、申立期間①においてA社又は同社系列のB社に、申立期間②においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、申立期間①及び②における両社の給与計算業務及び社会保険事務について、当時、役員等であった申立人の実母が行っていたと説明している。

また、申立人は、B社の法人登記簿によると、申立期間以前の昭和40年3月31日に監査役に就任していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の資格取得及び喪失の手続きを知り得る立場にあった者と推定でき、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 2 日から同年 8 月 10 日まで

私は、前職のA社退職時に、職場が変わる時は厚生年金保険被保険者証を会社に提出するように言われたので、そのとおりB社入社時に被保険者証を提出したことを覚えている。高校の卒業式の翌日から同年のお盆休みまでB社の寮に居住し、勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社の寮に住み、勤務していた旨同僚等が証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、B社においては、同僚等の証言では、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していないことから、入社から厚生年金保険の資格取得の手続が斉一ではないことが確認できる。

さらに、B社は申立期間当時の関連資料等を確認することができないとしており、かつ、当時の事業主及び社会保険の事務担当者は、既に他界しており証言を得ることもできない。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 37 年 10 月 25 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月まで

私は、昭和 36 年 10 月に A 社に入社し 38 年 6 月まで勤務したが、厚生年金保険の記録は、昭和 37 年 10 月 25 日から 38 年 4 月 1 日までの期間しか加入期間が無い。給与明細書等の保険料控除を証明する資料は無いが、給与から保険料を引かれていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、B 社 (A 社の後継会社) 及び C 社 (A 社の幹部が設立した会社) にも、申立人に係る申立期間当時の人事記録は無い。

さらに、当時の同僚は、申立人を記憶してはいるものの、申立人の入社及び退社時期についての記憶は無い上、申立人が記憶する A 社の上司は既に他界しており、証言を得ることもできない。

加えて、申立期間①及び②に係る社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 7 日から 32 年 6、7 月ごろまで
② 昭和 32 年 6、7 月ごろから同年 10 月まで

私は、職安に紹介され、昭和 31 年 10 月に A 社に入社した。B 社には 32 年 6 月か 7 月ごろ、職安の紹介で入社した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保存する慰安旅行の写真及び同僚の証言等から、申立人が A 社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A 社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料等の保存は無く、事業主等は既に他界しており、証言を得ることもできない。

申立期間②について、申立人が記憶する B 社の事業内容等が事実と合致することから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、B 社は既に廃業しており、申立期間当時の関連資料等の保存は無く、事業主も既に他界しており、証言を得ることもできない。

さらに、B 社の代表者の親族は、「B 社は個人事業であり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨回答している。

加えて、社会保険庁の記録上、B 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 12 日から 45 年 1 月 21 日まで
私は、A社に入社し勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人と同僚が写っている写真及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 21 日から 41 年 9 月 2 日まで
私は、昭和 40 年 5 月に A 社から B 社に転職し、平成 5 年 7 月 20 日まで勤務したが、厚生年金保険の記録は、昭和 41 年 9 月 2 日から被保険者となっている。給与明細書等の保険料控除を証明する資料は無いが、給与から引かれていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主の親族は、申立人が A 社を退職後、すぐに B 社に入社した旨証言していることから、申立期間について申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、B 社は既に全喪しており、申立期間当時の資料等も無く、同社の事業主及び申立人が記憶する当時の同僚も既に他界しており、証言を得ることもできない。

さらに、社会保険庁の記録上、B 社は申立期間以後の昭和 41 年 9 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、B 社の社会保険の事務手続を行っていた事業主の親族は、厚生年金保険の適用事業所になる前は給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨を証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月20日から32年3月10日まで
② 昭和32年4月12日から38年12月26日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないとの回答をもらった。

しかし、私は、脱退手当金という制度があることを知らなかったし、脱退手当金を受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和39年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が保管している書類によると、申立人の照会に基づき、昭和54年5月8日に、社会保険事務所が、申立期間については脱退手当金が支給済みであることとともに、その支給額について回答していたことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。